

白糠町立茶路小中学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月1日 改定

1 いじめの防止等のための基本的な姿勢

はじめに

いじめの未然防止、早期発見及び早期解消等のための対策に関し、学校としての基本理念、教職員の責務や役割、保護者や関係機関との連携など、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項を定める。いじめは他者の人権を踏みにじる卑劣な行為であり、絶対に許されない行為として本校いじめ防止基本方針を策定します。

《 「いじめ」とは 》

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（北海道いじめの防止等に関する条例 第2条）

2 いじめ重大事態の発生を防ぐための本校の基本方針と目的

(1) いじめ重大事態の発生を防ぐための本校の考え方

誰もが安心して豊かに生活することができるいじめのない社会の担い手を育成するとともに、学校での「居場所づくり」「絆づくり」「よりよいコミュニケーションづくり」など、未然防止を基本とし取り組みます。しかし、いじめの事案が発生した場合には、全容解明と加害児童生徒・周辺児童生徒及び被害児童生徒への支援に、全校をあげて組織的に取り組み、再発防止に努めます。

(2) いじめ重大事態の発生を防ぐための具体的取組

①未然防止

特別支援教育の視点による全員参加型の授業や体験活動等の中で、子どもの自己有用感を高め、いじめを生まない学校、学年、学級風土を作ります。また、道徳科を核としながら、読書活動、社会的スキルを育む活動、縦割り活動の推進など全教育活動を通して、自他ともに認め合う豊かな心を育て、子ども一人一人の輝く笑顔を引き出します。

②早期発見

教職員は児童生徒理解、特別支援教育、人権教育等の研修に努め、子どもに寄り添う指導・支援に努めます。児童生徒への定期的なアンケートをもとに日常的な教育相談を行い、いじめの早期発見に努めます。

③措置

発生したいじめには、迅速かつ組織的に解決にあたります。被害児童生徒に寄り添い支援するとともに、かかわった児童生徒については、それぞれの保護者と協働し、再びいじめが起きないための指導・支援を行います。必要な場合は、外部専門機関とも連携します。

<いじめ防止対策委員会とその役割>

- ・ 構成員…校長・教頭・指導部・小中部会代表・養護教諭・必要に応じて学級担任
スクールカウンセラー
- ・ 役 割…いじめの相談・通報を受ける窓口
いじめ事案の調査及び対処・指導・支援方針の決定

<重大事態に対する対処>

- ・ 警察や児童相談所等の外部機関と連携し、児童生徒・家庭の支援を行います。
- ・ 児童生徒、保護者からの申立てがあった際は、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行います。

※法の要件に照らして重大事態に当たらない場合を除き、重大事態調査を実施します。



いじめ ダメ！ゼツタイ！

〈いじめとは〉

相手の心や身体に苦痛を与えること。

ゼツタイに許されない！

インターネットの中の
悪口もいじめになる！

困ったことがあったら
まわりの人に
相談しよう



茶路の
いじめ防止の
取り組み

全校遊び

いじめ防止標語

いじめは
**しない！させない！
みのがさない！**